

障障発 0330 第 6 号
平成 30 年 3 月 30 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課（室）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

「訪問系サービスに係る国庫負担基準について」の一部改正について

標記について、平成 27 年 6 月 5 日障障発 0605 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 30 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

新	旧
<p style="text-align: right;">障障発 0605 第 1 号 平成 27 年 6 月 5 日 一部改正 障障発 0329 第 2 号 平成 29 年 3 月 29 日 <u>一部改正 障障発 0330 第 6 号</u> <u>平成 30 年 3 月 30 日</u></p> <p>各 都道府県 指定都市 障害保健福祉主管課（室）長 殿 中核市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長 （ 公 印 省 略 ）</p> <p style="text-align: center;">訪問系サービスに係る国庫負担基準について</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 国庫負担基準及び平成 30 年度国庫負担基準の見直しについて (1) 国庫負担基準について ① 国庫負担基準の考え方 (略)</p> <p>② 国庫負担基準の算定方法 ア 訪問系サービス利用者毎の国庫負担基準の適用方法 国庫負担基準は、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」(平成 18 年厚生労働省告示第 530 号。以下「国</p>	<p style="text-align: right;">障障発 0605 第 1 号 平成 27 年 6 月 5 日 一部改正 障障発 0329 第 2 号 平成 29 年 3 月 29 日</p> <p>各 都道府県 指定都市 障害保健福祉主管課（室）長 殿 中核市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長 （ 公 印 省 略 ）</p> <p style="text-align: center;">訪問系サービスに係る国庫負担基準について</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 国庫負担基準及び平成 29 年度国庫負担基準の見直しについて (1) 国庫負担基準について ① 国庫負担基準の考え方 (略)</p> <p>② 国庫負担基準の算定方法 ア 訪問系サービス利用者毎の国庫負担基準の適用方法 国庫負担基準は、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」(平成 18 年厚生労働省告示第 530 号。以下「国</p>

新	旧
<p>庫負担基準告示」という。) (別紙2)に基づき、利用した訪問系サービスの種類、障害支援区分及び利用者の居住地(特別地域加算の対象地域かどうか)等に応じた単位数を毎月ごとに算定する。</p> <p>また、複数の訪問系サービスを利用している場合であっても、算定できるのは1つのサービスに係る単位数となっている。</p> <p>なお、国庫負担基準の単位数は、当該月の訪問系サービスの利用の有無によって算定できるものであり、利用時間等によって変動するものではない。</p> <div data-bbox="181 480 1070 788" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>例</p> <p>① 重度訪問介護のみの利用者で障害支援区分6の者：<u>48,110</u> 単位</p> <p>② <u>①かつ特別地域加算の対象地域に居住する者：55,327 単位(①+(①×0.15))</u></p> <p>③ 居宅介護(通院等介助なし)と同行援護の利用者で障害支援区分3の者：<u>12,730</u> 単位 (居宅介護：<u>5,580</u> 単位、同行援護 <u>12,730</u> 単位)</p> </div> <p>イ 各市町村の国庫負担基準額の算定</p> <p>アに基づき算定した、各月の訪問系サービス利用者全ての国庫負担基準について、3月から翌年2月までを1年度とする<u>当該年度に属する単位数を合計し、10円に地域区分に応じた割合、重度訪問介護又は重度障害者等包括支援に係る支給決定者数(当該年度における各月の支給決定を受けた者の合計数をいう。以下同じ。)</u>に^{かさ}嵩上げ率や給付率を乗じて得た額が当該年度の国庫負担基準額となる。<u>なお、嵩上げ率については、平成30年度から、3月から翌年2月までを1年度とする当該年度における市町村の支給決定者数及び当該人数に占める重度訪問介護又は重度障害者等包括支援の支給決定者数の割合(以下「重度率」という。)</u>に応じた割合に応じて以下の表のとおりとする。</p>	<p>庫負担基準告示」という。) (別紙2)に基づき、利用した訪問系サービスの種類や障害支援区分等に応じた単位数を毎月ごとに算定する。</p> <p>また、複数の訪問系サービスを利用している場合であっても、算定できるのは1つのサービスに係る単位数となっている。</p> <p>なお、国庫負担基準の単位数は、当該月の訪問系サービスの利用の有無によって算定できるものであり、利用時間等によって変動するものではない。</p> <div data-bbox="1171 480 2047 788" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>例</p> <p>① 重度訪問介護のみの利用者で障害支援区分6の者：<u>47,490</u> 単位 (<u>新設</u>)</p> <p>② 居宅介護(通院等介助なし)と同行援護の利用者で障害支援区分3の者：<u>12,550</u> 単位 (居宅介護：<u>5,520</u> 単位、同行援護 <u>12,550</u> 単位)</p> </div> <p>イ 各市町村の国庫負担基準額の算定</p> <p>アに基づき算定した、各月の訪問系サービス利用者全ての国庫負担基準について、3月から翌年2月までを1年度とする年度に属する単位数を合計し、<u>10円</u>に地域区分、<u>重度訪問介護及び</u>重度障害者等包括支援支給決定者数に<u>応じた嵩上げ率</u>や給付率を乗じて得た額が当該年度の国庫負担基準額となる。</p>

新

旧

例 A市の国庫負担基準額：嵩上げあり、地域区分2級地
 ・ 訪問系サービス利用者全ての国庫負担基準を合計した年度の単位数
100万単位

$$\frac{1,000,000 \text{ 単位} \times 10 \text{ 円} \times 1,090 / 1,000 \text{ (2級地)} \times 105 / 100 \text{ (5\% 嵩上げ)}}{1.0 \text{ (給付率)}} = 11,445,000 \text{ 円}$$

(表：支給決定者数及び重度率に応じた嵩上げ率)

		重度率			
		20%以上	15%以上	10%以上	5%以上
支給決定者数	600人未満	100%	50%	30%	25%
	600人以上 1,800人未満	50%	30%	25%	20%
	1,800人以上 3,000人未満	30%	25%	20%	15%
	3,000人以上 4,200人未満	25%	20%	15%	10%
	4,200人以上	5%	5%	5%	5%

※ 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が1以上である場合であって、かつ、当該市町村における重度率が5%以上である場合の嵩上げ率は5%とする。

(2) 平成30年度国庫負担基準の見直しについて

平成30年度の報酬改定において、国庫負担基準については、別紙の見直しのほか、訪問系サービスにおける基本報酬の見直しや加算の創設を考慮した水準を設定することとした。

(2) 平成29年度国庫負担基準の見直しについて

平成29年度の報酬改定において、国庫負担基準については、福祉・介護職員処遇改善加算の拡充を考慮した水準を設定することとした。

新

2 障害者自立支援給付費国庫負担金の居宅介護等に係る介護給付費等の基準額の算定における留意事項について (略)

(1) 国庫負担基準告示について

国庫負担基準告示については、下記の点に留意すること。

① 介護保険給付対象者について

国庫負担基準告示第二号イ (1)(二) 等という「介護保険給付対象者」とは、「65 歳以上の者」又は「介護保険法第 7 条第 3 項第 2 号に掲げる者に該当する者」(=40 歳以上 65 歳未満の特定疾病者)であり、特に「65 歳以上の者」は、介護保険における介護認定等を受けているかにかかわらず、全て介護保険給付対象者となる。

② 第二号イ (2) (重度障害者等包括支援対象者) について

国庫負担基準告示第二号イ (2) においては、「前号に掲げる者であって、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの」の単位数を定めているが、ここでいう「前号に掲げる者」とは、第二号イ (1) に定める重度障害者等包括支援の支給決定を受けた者ではなく、第一号に定める「重度障害者等包括支援利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であって、障害福祉サービス(療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。)を利用する者」をいうことから、障害者等の支給決定時の認定調査の結果、重度障害者等包括支援のいずれかの種類の支給決定を受ける要件に該当する場合であれば、重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けていなくても、区分イ (2) の単位数を計上する。

<国庫負担基準>

重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する者の国庫負担基準

区分 6	<u>69,830</u> 単位 (参考：重度訪問介護の区分 6 は <u>48,110</u> 単位)
------	------------------------------------------------------

旧

2 障害者自立支援給付費国庫負担金の居宅介護等に係る介護給付費等の基準額の算定における留意事項について (略)

(1) 国庫負担基準告示について

国庫負担基準告示については、下記の点に留意すること。

① 介護保険給付対象者について

国庫負担基準告示第二号イ (2) 等という「介護保険給付対象者」とは、「65 歳以上の者」又は「介護保険法第 7 条第 3 項第 2 号に掲げる者に該当する者」(=40 歳以上 65 歳未満の特定疾病者)であり、特に「65 歳以上の者」は、介護保険における介護認定等を受けているかにかかわらず、全て介護保険給付対象者となる。

② 第二号ロ (重度障害者等包括支援対象者) について

国庫負担基準告示第二号ロにおいては、「前号に掲げる者であって、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの」の単位数を定めているが、ここでいう「前号に掲げる者」とは、第二号イに定める重度障害者等包括支援の支給決定を受けた者ではなく、第一号に定める「重度障害者等包括支援利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であって、障害福祉サービス(療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。)を利用する者」をいうことから、障害者等の支給決定時の認定調査の結果、重度障害者等包括支援のいずれかの種類の支給決定を受ける要件に該当する場合であれば、重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けていなくても、区分ロの単位数を計上する。

<国庫負担基準>

重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する者の国庫負担基準

区分 6	<u>69,070</u> 単位 (参考：重度訪問介護の区分 6 は <u>47,490</u> 単位)
------	------------------------------------------------------

新

旧

介護保険 給付対象者	42,560 単位（参考：重度訪問介護は 16,020 単位）
---------------	---------------------------------

介護保険 給付対象者	34,540 単位（参考：重度訪問介護は 14,490 単位）
---------------	---------------------------------

（参考）重度障害者等包括支援利用者は 85,750 単位

（参考）重度障害者等包括支援利用者は 84,320 単位

< 重度障害者等包括支援対象者 > （略）

< 重度障害者等包括支援対象者 > （略）

③ 第二号イ(5)（居宅介護利用者）の (一) 及び (二) について
 国庫負担基準告示第二号イ(5)の (一) 又は (二) に該当する者はそれぞれ以下のように整理される。

③ 第二号ホ(1)（居宅介護利用者）の (1) 及び (2) について
 国庫負担基準告示第二号ホの (1) 又は (2) に該当する者はそれぞれ以下のように整理される。

区分	告示上の表現	該当する者
第二号 <u>イ(5)</u> <u>(一)</u>	<u>(二)</u> 及び <u>(三)</u> に掲げる者以外のもの	居宅介護の通院等介助（身体介護あり、なし）及び通院等乗降介助が算定される者（身体介護、家事援助が同時に算定される者を含む。）
第二号 <u>イ(5)</u> <u>(二)</u>	居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護の身体介護のみ算定される者 ・居宅介護の家事援助のみ算定される者 ・居宅介護の身体介護及び家事援助の両方が算定される者

区分	告示上の表現	該当する者
第二号 <u>ホ(1)</u>	<u>(2)</u> 及び <u>(3)</u> に掲げる者以外のもの	居宅介護の通院等介助（身体介護あり、なし）及び通院等乗降介助が算定される者（身体介護、家事援助が同時に算定される者を含む。）
第二号 <u>ホ(2)</u>	居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護の身体介護のみ算定される者 ・居宅介護の家事援助のみ算定される者 ・居宅介護の身体介護及び家事援助の両方が算定される者

④ 第二号イ(7) 及び (8)（共同生活援助事業所における居宅介護利用者）について

④ 第二号ト及びチ（共同生活援助事業所における居宅介護利用者）について

国庫負担基準告示第二号イ(7)においては、(一) から (三) まで、それぞれ重度訪問介護、同行援護又は行動援護（以下「重度訪問介護等」という。）の「利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの」としていることから、障害者の支給決定時の認定調査の結果において、重度訪問介護等の支給決定を受ける要件に該当する場合は、単位数を計上する。

国庫負担基準告示第二号トにおいては、(1) から (3) まで、それぞれ重度訪問介護、同行援護又は行動援護（以下「重度訪問介護等」という。）の「利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの」としていることから、障害者の支給決定時の認定調査の結果において、重度訪問介護等の支給決定を受ける要件に該当する場合は、単位数を計上する。

ただし、重度訪問介護等において複数のサービスの支給決定を受ける状態に該当する場合であっても、算定できるのはいずれか一つの単

ただし、重度訪問介護等において複数のサービスの支給決定を受ける状態に該当する場合であっても、算定できるのはいずれか一つの単

新	旧
<p>位数のみである。 また、重度訪問介護等のいずれの要件にも該当しない場合には、区分<u>(8)</u>の単位数を算定することになる。</p> <p>⑤ 第二号イ(9)(同行援護利用者)について 国庫負担基準告示第二号イ(9)においては、「<u>(2)</u>から<u>(8)</u>までに掲げる者のうち次の<u>(一)</u>及び<u>(二)</u>に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。」とされているが、<u>(2)</u>から<u>(8)</u>までにおいて<u>(9)</u>の<u>(一)</u>及び<u>(二)</u>以下の単位数が定められている場合であれば、<u>(9)</u>の<u>(一)</u>及び<u>(二)</u>の単位数のみ算定することとなる。</p> <p>(2) 国庫負担基準単位の算定について 国庫負担基準単位の算定に当たっては、基準額を算定するための様式(以下「参考様式」という。)を送付しているところであるが、当該参考様式と各都道府県の国保連合会から提供される CSV ファイルを活用すれば、より容易に国庫負担基準単位の算定できるので、積極的に活用いただきたい。 なお、市町村において、国庫負担基準どおりの単位数を集計出来るものがあれば、その使用を妨げるものでないことに留意すること。 ただし、事業所等から市町村に直接介護給付費等の請求があった利用者については、国保連合会の CSV ファイルには計上されていないため、別途計上する必要がある。 また、第二号イ(2)の「重度障害者等包括支援対象者」については、支給決定情報を登録する際に、当該対象者である旨を登録する必要がある。</p> <p>(3) 給付率の算定について 給付率については、障害者自立支援給付費負担金交付要綱(平成21年5月11日厚生労働省発障第0511002号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。)3(17)において、「当該年度の7月サービス提供分(過誤請求分を除く。)の介護給付費等の額(以下「給付費」という。)を給付費に居宅介護等に係る介護給付費等利用者負担額を加えた額で除した割合」としていることから、各年度の7月サービス提供分に係る介護給付費等を用いて算定する必要がある。 7月サービス提供分は事業者等が国保連合会に対し8月に請求したもの</p>	<p>位数のみである。 また、重度訪問介護等のいずれの要件にも該当しない場合には、区分<u>チ</u>の単位数を算定することになる。</p> <p>⑤ 第二号リ(同行援護利用者)について 国庫負担基準告示第二号リにおいては、「<u>ロ</u>から<u>チ</u>までに掲げる者のうち次の<u>(1)</u>及び<u>(2)</u>に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。」とされているが、<u>ロ</u>から<u>チ</u>までにおいて<u>リ</u>の<u>(1)</u>及び<u>(2)</u>以下の単位数が定められている場合であれば、<u>リ</u>の<u>(1)</u>及び<u>(2)</u>の単位数のみ算定することとなる。</p> <p>(2) 国庫負担基準単位の算定について 国庫負担基準単位の算定に当たっては、基準額を算定するための様式(以下「参考様式」という。)を送付しているところであるが、当該参考様式と各都道府県の国保連合会から提供される CSV ファイルを活用すれば、より容易に国庫負担基準単位の算定できるので、積極的に活用いただきたい。 なお、市町村において、国庫負担基準どおりの単位数を集計出来るものがあれば、その使用を妨げるものでないことに留意すること。 ただし、事業所等から市町村に直接介護給付費等の請求があった利用者については、国保連合会の CSV ファイルには計上されていないため、別途計上する必要がある。 また、第二号ロの「重度障害者等包括支援対象者」については、支給決定情報を登録する際に、当該対象者である旨を登録する必要がある。</p> <p>(3) 給付率の算定について 給付率については、障害者自立支援給付費負担金交付要綱(平成21年5月11日厚生労働省発障第0511002号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。)3(17)において、「当該年度の7月サービス提供分(過誤請求分を除く。)の介護給付費等の額(以下「給付費」という。)を給付費に居宅介護等に係る介護給付費等利用者負担額を加えた額で除した割合」としていることから、各年度の7月サービス提供分に係る介護給付費等を用いて算定する必要がある。 7月サービス提供分は事業者等が国保連合会に対し8月に請求したもの</p>

新	旧
<p>が主となるが、6月以前の月遅れ請求も一部含まれていることがあり、また、9月以降に7月サービス提供分に係る月遅れ請求等を行う場合もある。</p> <p>しかし、これらのケースは既に確定した年度に波及することもあり、その都度再確定等を行うことは事務が煩雑となることから、今後の給付率の変更は、現年度（3月から翌年2月まで）のみ修正することとする。</p> <p>例えば、平成26年度で考えると、平成26年3月から平成27年2月に金額等の修正があった場合で給付率に変更が生じる場合については給付率に反映をさせ、平成27年3月以降に金額等の修正があった場合で給付率に変更が生じる場合については給付率に反映させなくても良いこととする。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>が主となるが、6月以前の月遅れ請求も一部含まれていることがあり、また、9月以降に7月サービス提供分に係る月遅れ請求等を行う場合もある。</p> <p>しかし、これらのケースは既に確定した年度に波及することもあり、その都度再確定等を行うことは事務が煩雑となることから、今後の給付率の変更は、現年度（3月から翌年2月まで）のみ修正することとする。</p> <p>例えば、平成26年度で考えると、平成26年3月から平成27年2月に金額等の修正があった場合で給付率に変更が生じる場合については給付率に反映をさせ、平成27年3月以降に金額等の修正があった場合で給付率に変更が生じる場合については給付率に反映させなくても良いこととする。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>

※ 改正部分は赤字の箇所。